

提 案 理 由

報告第1号 専決第25号	委任専決処分をしたものについて 損害賠償の額を定め和解することについて
理 由	<p>市道管理瑕疵に伴う事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分したことに対し、同条第2項の規定により、議会に報告するものである。</p> <p>【事故の概要】</p> <p>平成30年11月13日、被害車両が養父市八鹿町宿南地内の市道伊佐16号線を走行中、道路に埋設されている縁石の上を通過した時、埋設されているはずの縁石が跳ね上がり車両を破損したもの</p> <p>■損害賠償の額 81,723円 ■過失割合 市の過失 100% ■協議の整った日 平成30年12月18日</p>
報告第2号 専決第1号	委任専決処分をしたものについて 和解に代わる決定について
理 由	<p>第91回養父市議会定例会において、訴えの提起をしたことを報告していた、養父市ケーブルテレビジョン利用料請求事件に関し、豊岡簡易裁判所において、和解に代わる決定がなされたため、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したことに対し、同条第2項の規定により、議会に報告するものである。</p>
承認第1号 専決第2号	専決処分したものにつき承認を求めることについて 平成30年度養父市一般会計補正予算（第7号）の専決処分について
理 由	<p>平成30年12月の1か月間に当初の予定を上回る、元気な養父づくり応援寄附金を受けたことに伴い、養父市一般会計予算について補正措置をする必要が生じたが、急を要し市議会を招集する時間的余裕がなかったので、「平成30年度養父市一般会計補正予算（第7号）」を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したことに対し、同条第3項の規定により承認を求めるものである。</p>

議案第 1 号	平成31年度養父市一般会計予算
議案第 2 号	平成31年度養父市国民健康保険特別会計予算
議案第 3 号	平成31年度養父市養父歯科診療所特別会計予算
議案第 4 号	平成31年度養父市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 5 号	平成31年度養父市介護保険特別会計予算
議案第 6 号	平成31年度養父市水道事業会計予算
議案第 7 号	平成31年度養父市下水道事業会計予算
理 由	上記 7 議案は、平成31年度の予算を定めるため、議会の議決を 求めるものである。
議案第 8 号	養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について
理 由	国において、長時間労働の是正のため、超過勤務命令を行うこ とができる上限を定める人事院規則が平成31年 4 月 1 日から施行 されることに伴い、所要の改正を行うものである。 なお、条例には具体的内容は定めず、規則に委任する規定を加 えるものである。施行日は、平成31年 4 月 1 日からである。 【改正内容】 職員の超過勤務時間の上限を定めるもの ・他律的な業務の比重が高い部署に勤務する職員 1 か月当たり 100時間未満 ・それ以外の職員 1 か月当たり45時間未満 など
議案第 9 号	養父市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
理 由	農業委員会が行う諸証明事務及び森林法の改正による林地台帳 の閲覧について、手数料の徴収について検討した結果、受益者負 担の原則及び公平性の観点から手数料を徴収することとしたた め、所要の改正を行うものである。 なお、施行日は、平成31年 4 月 1 日からである。 【改正内容】 ①農業委員会が行う非農地証明その他証明手数料 1 枚300円 ②林地台帳の閲覧手数料 1 回300円

議案第10号	<p>養父市基金条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>理由 養父市基金条例（平成16年養父市条例第68号）に規定されている「養父市情報放送施設整備基金」について、平成29年度に養父市ケーブルテレビジョン事業が民間化され、本年度の対象事業である伝送路撤去及び自主放送用機材更新をもって事業が終了するため、条例から同基金を削除するものである。</p> <p>なお、施行日は、平成31年4月1日からである。</p>
議案第11号	<p>養父市区集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について</p>
議案第12号	<p>養父市養父水田利用再編対策研修施設の設置及び管理条例を廃止する条例の制定について</p> <p>理由 上記2議案は、養父市公共施設等総合管理計画に基づき、区の集会施設（公民館）については、地元区と協議の上、準備の整った区から無償譲渡を進めており、今回、2施設について合意形成が図られたこと及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定について、国等の承認を得ることができたため、条例から当該施設を削除及び条例を廃止するものである。</p> <p>なお、施行日は、平成31年4月1日からである。</p> <p>【譲渡する施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三宅地区集会所 ・養父市養父水田利用再編対策研修施設（中米地区）
議案第13号	<p>養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>理由 市内の地域自治組織の拠点施設は、ふれあい倶楽部、地域ふれあいの家等、施設の種別及び根拠条例が複数存在している。</p> <p>このため、地域自治組織の活動拠点施設を養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例（平成27年養父市条例第10号）に集約するよう調整を進めており、7施設について、自治協議会との合意形成及び国・県との協議が図られたことから、所要の改正を行うものである。また、附則において、関係条例の廃止及び一部改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、平成31年4月1日からである。</p> <p>【集約する施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八鹿ふれあい倶楽部 ・小佐ふれあい倶楽部

	<ul style="list-style-type: none"> ・高柳ふれあい倶楽部 ・伊佐ふれあい倶楽部 ・宿南ふれあい倶楽部 ・建屋教育集会所 ・西谷ふれあいの家
議案第14号	養父市立みふね会館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
理 由	<p>養父市立教育集会所設置及び管理条例（平成16年養父市条例第97号）に規定されている「下網場児童遊園」を隣接するみふね会館に付属する施設としてみふね会館が一体的に管理するよう、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、平成31年4月1日からである。</p>
議案第15号	養父市立教育集会所設置及び管理条例を廃止する条例の制定について
理 由	<p>養父市立教育集会所設置及び管理条例に規定されている「養父市立建屋教育集会所」、「養父市立大屋教育集会所」及び「下網場児童遊園」の3施設のうち、2施設は、議案第13号及び議案第14号において、それぞれの条例に移行する。また、「養父市立大屋教育集会所」においては、施設廃止について、地元区等との合意形成及び国・県との協議が図られたことから、条例を廃止するものである。</p> <p>なお、施行日は、平成31年4月1日からである。</p>
議案第16号	養父市立体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
理 由	<p>養父市立体育施設設置及び管理条例（平成20年養父市条例第23号）に規定されている「養父市立おおやさつきコート」については、利用者の減少及び施設の老朽化のため、養父市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の廃止を進めていたところ、利用者及び地元区との合意形成が図られたことから、条例から同施設を削除するものである。</p> <p>なお、施行日は、平成31年4月1日からである。</p>
議案第17号	養父市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
理 由	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため

の関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）が平成30年6月27日に公布されたことに伴い、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）が改正され、併せて災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号）が平成31年1月30日に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は、平成31年4月1日からである。

【改正内容】

- ・貸付利率の変更（保証人有…無利子、保証人無…年1%）
- ・償還方法に月賦を加える。（年賦、半年賦、月賦となる。）など

議案第18号

養父市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

理 由

平成26年6月25日に公布され、平成30年4月1日から施行された介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正により、指定居宅介護支援等事業所の指定・指導権限及び人員・運営基準等の制定事務が都道府県から市区町村に移譲されたため、養父市における指定居宅介護支援等事業所の指定基準として、条例を制定するものである。

なお、施行日は、平成31年4月1日からである。

【制定内容】

- ・指定居宅介護支援等事業所でサービス提供を行うために必要な人員、運営に関する基準
- ・指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準

議案第19号

養父市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

理 由

平成26年6月25日に公布され、平成27年4月1日から施行された介護保険法の一部改正により、一部実施されていた住民税非課税世帯の被保険者の介護保険料の軽減について、平成31年10月から実施される消費税の増税に伴い、更なる軽減を行うため、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行日に合わせるため、規則で定めるものである。

【改正内容】

世帯の全員が住民税非課税世帯の被保険者の保険料を軽減する。

	(平成30年度)		(平成31年度)
・第1段階（年額）	37,800円	→	31,500円
・第2段階（年額）	58,800円	→	48,300円
・第3段階（年額）	67,200円	→	65,100円

議案第20号	養父市畑農畜産物処理加工施設の設置及び管理条例を廃止する条例の制定について
理由	<p>養父市畑農畜産物処理加工施設の設置及び管理条例（平成16年養父市条例第174号）に規定されている「養父市畑農畜産物処理加工施設」については、現在の指定管理者である畑特産物生産出荷組合及び畑区と譲渡協議を行った結果、畑区に譲渡することで合意形成が図られたため、条例を廃止するものである。</p> <p>なお、施行日は、平成31年4月1日からである。</p>
議案第21号	養父市大屋森林技術者住宅設置及び管理条例を廃止する条例の制定について
理由	<p>養父市大屋森林技術者住宅設置及び管理条例（平成16年養父市条例第204号）に規定されている「養父市大屋森林技術者住宅」については、現在の指定管理者である養父市森林組合に譲渡することで合意形成が図られたため、条例を廃止するものである。</p> <p>なお、施行日は、平成31年4月1日からである。</p>
議案第22号	養父市大屋林産加工所設置及び管理条例を廃止する条例の制定について
理由	<p>養父市大屋林産加工所設置及び管理条例（平成16年養父市条例第205号）に規定されている「養父市大屋林産加工所」については、現在の指定管理者である養父市森林組合と譲渡等について協議を行ったところ、指定管理の取消し申出があったことから、普通財産に移行するため、条例を廃止するものである。</p> <p>なお、施行日は、平成31年4月1日からである。</p>
議案第23号	養父市立青谿書院記念館設置及び管理条例の制定について
理由	<p>市は、平成30年5月に解散した「一般財団法人 青谿書院保存会」から、青谿書院に関する土地、建物、池田草庵に関する歴史資料等の寄贈を受けたことから、これらを保存及び活用するため、条例を制定するものである。</p> <p>なお、施行日は、平成31年4月1日からである。</p>
議案第24号	養父市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
理由	<p>学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）等が</p>

平成29年5月31日などに公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、水道法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第148号）等が平成30年12月26日などに公布され、平成31年4月1日から施行されるため、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は、平成31年4月1日からである。

【改正内容】

- ・学校教育法の改正により「専門職大学」が制度化されたため、布設工事監督者等の資格基準に「専門職大学」を加える。
- ・技術士第2次試験の選択科目の見直しにより、上下水道部門の選択科目である「水道環境」が「上水道及び工業用水道」に統合
- ・簡易水道事業の廃止に伴う関係条文の削除 など

議案第25号 財産の無償譲渡について

議案第26号 財産の無償譲渡について

議案第27号 財産の無償譲渡について

議案第28号 財産の無償譲渡について

理由 上記4議案は、議案第11号、議案第12号、議案第20号及び議案第21号で協議の整った4施設について、各区及び養父市森林組合に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第29号 財産の無償譲渡について

理由 旧横行保育所については、現在、横行区集会所の附属施設として利用されているため、養父市公共施設等総合管理計画に基づき地元区への無償譲渡を進めていたところ、横行区との合意形成が図られたことから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第30号 財産の無償譲渡について

理由 議案第23号の理由のとおり寄贈を受けた青谿書院に関する土地、建物、池田草庵に関する歴史資料等のうち、景観の保全、災害防止等を考慮して影響のない土地及び建物について、本来の所有者であり、池田草庵の子孫である池田家に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求め

るものである。

議案第31号

新市まちづくり計画の変更について

理 由

東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第19号）が平成30年4月25日に公布及び施行されたことにより、合併特例債の発行可能期間が延長されたことから、「新市まちづくり計画」を変更したいため、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものである。

【変更内容】

- ・計画期間を5年間延長し、平成36年度までの計画とする。
- ・財政計画に平成32年度から平成36年度までを加える。

議案第32号

養父市過疎地域自立促進計画の変更について

理 由

過疎地域自立促進計画を変更したいため、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

【変更内容】

- ・葛畑大久保線の事業延長及び事業費の変更
- ・汚泥集約事業の事業費の変更
- ・都市公園テニスコート改修事業の追加 など

議案第33号

熊次辺地総合整備計画の変更について

理 由

熊次辺地総合整備計画を変更したいため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

【変更内容】

- ・市道葛畑大久保線整備における事業の追加
- ・市道小路頃鹿倉口線整備における事業の前倒し
- ・除雪機械整備事業の追加

議案第34号

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約の制定について

議案第35号

兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の一部を改正する規約の制定について

理由	平成31年5月1日から「篠山市」の名称が「丹波篠山市」に変更されることに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組規約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）及び兵庫県町議会議員公務災害補償組規約（昭和43年兵庫県指令地第1655号）を変更する必要が生じたため、地方自治法第286条第1項の規定により協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。
議案第36号	養父市木の香る大森交流促進センターの指定管理者の指定について
理由	<p>養父市木の香る大森交流促進センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。</p> <p>【施設の名称】 養父市木の香る大森交流促進センター</p> <p>【指定管理者】 [REDACTED]</p> <p>大森区 区長 西村 禮治</p> <p>【指定の期間】 平成31年4月1日から平成38年3月31日まで</p>
同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
同意第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
同意第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
理由	<p>現在の固定資産評価審査委員会委員の4人の委員の任期が、平成31年5月31日に満了となることから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、委員の選任について、議会の同意を求めるものである。</p> <p>【委員の任期】 平成31年6月1日から平成34年5月31日までの3年間</p>